

# 初期アメリカ図書館員の検閲観〔I〕

大滝 則 忠

1. 問題の所在
2. ポストウィックの「検閲官としての図書館員」観  
(以上 本号)
3. 検閲観の推移
4. 社会的背景
5. まとめ

## 1. 問題の所在

初期のアメリカ図書館員は、検閲に対する図書館員としての自らの役割について、どのように考えていたのであろうか。

このことを考察して行く上で、まずはじめに、「検閲」(Censorship)とは何かを定義しておく必要がある。ところが、検閲という語の用法自体がもともと曖昧であり、その定義はますます難しいものとなっているので、ここでは、従来試みられてきた定義をいくつか見ておきたい。

よく引用される定義としては、社会学者ハロルド・ラスウェルのものがある。ラスウェルによれば、検閲とは、「権力が必ず保護すべきと決意する支配的権威あるいは社会的、道徳的秩序を害する可能性を持つか、またはそう信じられる思想、意見、概念、衝動を公に表現することを制約すること」である<sup>(1)</sup>。

しかし、今日における検閲の様相は、このラスウェルの定義では満足することができなくなっている。ここで、公法学者ウォルター・ゲルホーンの検閲についての定義が有用である。ゲルホーンによれば、「厳密に言えば、検閲とは、表現または伝達の

禁止を意味する。検閲は、法的に執行可能なら、官憲による著作禁止処分を意味するし、もし著作禁止をするには遅すぎるなら、その出版その他検閲官の異存ありとする配布方法を官憲が禁止することを意味する。検閲というこの言葉は今日、官憲によらない行為にも全面的に用いられるにいたっている。すなわち、この言葉は特定の著作または特別の種類著作の排除を目的とする団体活動、あるいは著作の出版後その利用可能性を制約しようとする団体活動を意味する」とされ、この官憲による検閲と官憲によらない検閲の2種が、久しく書籍に対して適用されてきていることが指摘されている<sup>(2)</sup>。

ゲルホーンによるさらに重要な指摘は、検閲支持の側の目的が、「それを主張する者が真に価値あるもの、正しい信念とみなす事柄を強化することによって、自由を保持することにある」と主張される一方、検閲反対の側にとっては、「検閲支持者が称える徳行に反対だから検閲に反対しているのではなくて、むしろ、自由な社会の価値は結局、抑圧ではなく自由を通じて達成されるということを確信するからこそ、検閲に反対なのだ」とされ、かかる自由の保持の重要性が力説されるとする点である。つ

まり、両者とも、立場こそ違え、「自由」な社会の達成という、実に同一の目的を目指している。しかし、検閲は果たしてその目的の達成を助長するのか阻止するのか、という問題はいぜんとして未解決なのである<sup>(6)</sup>。ここに、検閲という問題がもつ難しさがある。

また、図書館と検閲の問題を考えるに際しては、図書館学者マーサ・ボウヰズの定義が参考にならう。ボウヰズによれば、検閲とは、「政体にとって危険であるか、または社会道徳にとって有害であるとみなされうるものを、人々が読んだり、見たり、聴いたりすることを妨げる、官憲、私的機関や団体あるいは個人の努力」と定義されている。その際、その妨害の動機が何に由来しているのかによって差異はない。その動機が、政治的なものであれ、宗教上のものであれ、道徳的なものであれ、妨害のある場合は、等しく検閲と呼ばれるものとなる<sup>(7)</sup>。ボウヰズの定義に従えば、図書館員が、ある利用者がある書籍を「読む」ことを「妨げる」とき、その図書館員の行為は、検閲と呼ばれる。

それでは、一般的にいて、図書館においては、どういう場面で、かかる検閲の問題が生じるのだろうか。

図書館が検閲の問題の渦中におかれる場合としては、外部からその蔵書をめぐって圧力が加わる場合と、内部からの自発的意思により検閲行為をなす場合とがあらう。外部の圧力と内部の自発性は、図書館における検閲の問題という盾の両面であって、区別して論じることができないものかも知れない。とりわけ、外部の指向が、内部の意思を全面的に決定し、あるいは内部の指向に強い影響を与えてきていることは、実例をもって、容易に確認できるところであ

る。しかし同時に、内部の自発性、すなわち、図書館員の検閲に対する考え方の如何が、外部からの圧力に対する図書館としての対処の仕方を決定してきていることも、みのがすことのできない重要な点である。本稿でとりあげたいと思うのは、まさに、この図書館員の検閲に対する考え方の如何である<sup>(8)</sup>。

そこで、図書館の実務上、検閲の問題が生じてくるであろう場面についてみてみると、その場面は、大きく2つあると考えられる。第1は、図書を選択の決定の際であり、第2は、受入れ後の扱い方をめぐる決定の際である<sup>(9)</sup>。

まず、はじめの場面について。どんなに資料費が豊富な図書館においても、世界中で出版されたすべての書籍を、各々1冊ずつといえども網羅的に収集することは、まず不可能なことである。ましてや、資料費に限りがあり、また、書庫などの施設に物理的な限界がある大多数の図書館にとっては、その所与の限界内で、多くの中からいくつかを選択しなければならぬことは、避けられない運命である<sup>(10)</sup>。選択に際しては、誰かが決定しなければならない。それに、選択されるものと同時に、選択からみれるものも必然的に生じてくる。ここまでは、至極、当然なことである。しかし、その際、ある書籍が選択されないのは、選択者（通常は図書館員または図書館員が強い発言力を持つ機関）が、検閲により故意にそれを排除した結果であるという異議をとなえられる場合がしばしば生じる。また事実、図書館員が、個人的に好ましくないと思う資料を、それ故に選択しなかったり、将来紛争の種になりそうな資料を、あらかじめ自己規制により、わざと選択することを避けている場合もあることは、すでに指

摘されてきている<sup>(8)</sup>。

第2の場面も、問題は複雑である。すでに図書館の蔵書としてあるものについて、何らかの否定的な理由により、異議がとなえられる場合がある。異議は、図書館の内と外の両方からやってくる。その結果として、その資料の閲覧が制限され、あるいは書架から取り除かれたりする。さらに、問題の個所を切り取り、また、焚書という事態にも発展する場合もある。これらの場合にも、利用者の自由な読書が妨げられており、検閲の問題が生じる。

図書の選択と検閲の違いについては、よく引用されるように、レスター・アシャムによって的確に整理されている<sup>(9)</sup>。アシャムによると、その違いは、選択者のやり方が肯定的であるのに対して、検閲者のやり方が否定的であることに主な特質があるとされる。すなわち、選択者にとって重要なことは、その書籍を備える理由を見つけ出すことであり、一方、検閲者にとって重要なことは、その書籍を拒否する理由を見つけ出すことである。そのやり方の違いは、言いかえれば、選択者は、もしこの書籍に何か良いところがあれば、これを備えておこうという態度をとるのに対して、一方、検閲者は、もしこの書籍に何か悪いところがあれば、これを拒否しようという態度をとる<sup>(10)</sup>という差異を生み出す。

これらの選択者と検閲者のやり方の違いについての指摘は、そのまま、蔵書を保持する者と排除する者とのやり方の違いとしてもあてはまるであろう。

ところで、アメリカ図書館の検閲に対する態度は、長く揺れ動いてきている。

アメリカ図書館界においては、館界を指導するアメリカ図書館協会を中心にして、検閲の問題が、図書館利用者の「知的自由」

(Intellectual Freedom) にかかわる問題として論議されている。そして、今日、図書館員による検閲反対の立場は、アメリカ図書館協会が打ち出している一連の原則の声明によって、一応明らかである。すなわち、一連の声明の基本法たる図書館憲章(Library Bill of Rights)は、全体において検閲に反対する理念に貫かれており、とりわけ、その第3項において、明文で検閲が拒否されるべきことを宣言している。さらに、一連の声明により、この宣言は、補強されてきている<sup>(11)</sup>。

図書館憲章の中に、このように検閲に反対する原則が明記されたのは、周知のように、その1948年の改訂からであったが、その理念は、すでに1939年に協会によって、はじめて採択された図書館憲章の中に十分に提示されている<sup>(12)</sup>。そこで、アメリカ図書館界における、検閲への対抗を中心的課題とする、知的自由擁護の歴史について論じる場合は、1939年の図書館憲章採択の前後から筆を起すのが普通である。そして、1939年以前については、単に前史として、ふれられるにすぎない。

しかるに、なぜ、1939年という時点で、アメリカ図書館協会が、図書館憲章という原則を採択して、検閲に反対する立場をはじめて公式に打ち出すに至ったのだろうかという疑問が生じてくる。なぜ、そうしなければならなかったのか。この疑問は、すでにアメリカ図書館界においても、提出されている<sup>(13)</sup>が、まだその回答として説得力ある説をみていない。

一般論として、アメリカ社会における検閲の歴史は、その植民地時代から、すでに始まっていた<sup>(14)</sup>。図書館界において、検閲の問題が意識され、現在と比べて少数ながら、関連する文献があらわれはじめたの

は、南北戦争後のことであり、特に1876年のアメリカ図書館協会の創設と、その機関誌である『図書館雑誌』<sup>(15)</sup>の創刊が、専門職としての図書館員の動きに大きな力を与えてきて以来のことである。

1939年の採択の背景には、これらの1876年もしくはそれ以前からの長い図書館界の伝統と実践による経験の積み重ねが、大きく存在していることは、否定できないだろう。そして、これらの1939年以前の図書館界の動きと図書館員の考え方を明らかに浮きぼりにすることが、今日の図書館員の立場や問題状況を、より一層正確に把握するために必要な作業であろうと思われる。今、あえて、19世紀後半以来の図書館員の検閲観をとりあげようとする所以である。

そこで、1939年以前についてみると第1次世界大戦の前後で、2つの時期に分ける必要がありそうである。この大戦を前後して、アメリカ社会全体が、大きな変貌をとげたことは、よく説かれるところである。そして、図書館界にも、この変貌の直接・間接の影響を数多く指摘できる<sup>(16)</sup>。

本稿では、だいたい1876年から第1次世界大戦までを扱う。この時期は、前述したように、図書館員という新しいプロフェッションが、アメリカ社会の中で、いよいよ動きを開始したときであり、まさに初期と呼ぶにふさわしい。初期の図書館員は、検閲について、どのように考えていたのであろうか。そのすべての側面をもれなく取り上げていくには、当時のアメリカ社会全体の動きの中で考えていくことが、とりわけ「検閲」をめぐる問題については、必要である。しかし、今、本稿でそこまで期することはできないので、ここでは、図書館界の動きを中心にして、概観してみたいと思う。

はじめに、予想される問題点を、あらかじめ摘示してみると、つぎの通りである。

① 「検閲」という語の内容に、以上のような今日における意味あいと、初期における意味あいと、相違が認められること。すなわち、当初においては、今日のように否定的な意味あいでは、検閲という語は用いられていなかった<sup>(17)</sup>。

② 初期の図書館員は、それゆえに、検閲に対して、自らの役割の分担を課していたこと。すなわち、なぜ、図書館員は、検閲の役割を演ずるべきと考えたのか、またどのようにその役割を演じたのかが問題となる。

③ 図書館界の動きは、常に当然のことながら、社会全体の動きと、直接的・間接的な関連を強く持っている。そして、この時期には、社会全体が、検閲の必要性を是認してきていることが認められること。

④ 初期の図書館員の検閲に対する考え方と実践には、以上のような内的・外的の両面で今日のあり方との差異が認められるとしても、なお、今日の図書館員の検閲に対する考え方や実践と数多くの相似が認められること。このことは、初期についての考察が、単に歴史的なものにとどまらないで、今日的な、なお継続する問題として浮かびあがってくることを示している。

## 注

- (1) Harold D. Lasswell, "Censorship." *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 3, pp. 290-294 (1930) の p. 290.
- (2) Walter Gellhorn, "Restraints on Book Reading." In his *Individual Freedom and Governmental Restraints* (1956) pp. 49-104 の p. 50. Robert B. Downs, *The First Freedom: Liberty and Justice in the World of Books and Reading* (1960) pp. 20-41に再録。邦訳 猪俣幸一他訳「読書に対する制限」『言論の自由と権力の抑

- 庄』(1959) pp. 56-125. 邦訳の pp. 57-58.
- (3) 同前注, 邦訳の pp. 59-60.
- (4) Martha Boaz, "Censorship." *Encyclopedia of Library and Information Science*, vol. 4, pp. 328-338 (1974) p. 328.
- (5) その重要さのゆえにか、アメリカ図書館界においては、いくつかの図書館員の意識調査が試みられてきた。先駆的な業績として、カリフォルニアの公共・学校図書館員を対象とした Marjorie Fiske, *Book Selection and Censorship: A Study of School and Public Libraries in California* (1959) がある。また、この種の意識調査は、教育学・図書館学の分野の博士論文の主題として、取り上げられてきている。例えば、すでに出版されたものとして、Charles H. Bush, "Attitudes of Midwestern Public Librarians toward Intellectual Freedom and Censorship: A Study." In *his Freedom versus Suppression and Censorship* (1972) pp. 92-151, 198-210.
- (6) いわゆる「図書館の自由」の問題の対象領域は、今日、この2つの場面に限られない。例えば、利用者の貸出し記録の扱いなど、検閲そのものには直接にかかわらないとしても、密接な問題の領域がある。しかし、本稿が対象とする時期には、この2つの場面に主な関心が集中していた。
- (7) この点は、多くの所説が認めてきている。例えば、"What Shall Libraries Do About Bad Books—Contributed from Various Libraries." *Library Journal*, vol. 33, pp. 349-354, 390-393 (1908) 中の Frank P. Hill の意見。その p. 390. また、Loftus E. Becker, "The First Amendment and Public Libraries." *Newsletter on Intellectual Freedom*, vol. 27, pp. 83-84, 105-107 (1978) の p. 83 など。
- (8) 例えば、前掲注(5), Fiske, pp. 64 以下。現在もつぎつぎと発生する事例は、アメリカ図書館協会知的自由委員会が発行する隔月刊の *Newsletter on Intellectual Freedom* に報告されている。
- (9) Lester E. Asheim, "Not Censorship, But Selection." In *Freedom of Book Selection; Proceedings of the Second Conference on Intellectual Freedom* (1954) pp. 90-99. このアッシュイムの論文は、最初の発表から4半世紀近くを経た今日までも、この分野における代表的必読文献のひとつとしてあげられ、その後数回再録もされている。例えば、Mary Duncan Carter, et al., *Building Library Collections*. 4th ed. (1974) pp. 359-370. 邦訳としては、Carter の 1959年版の訳書、小野泰博訳『蔵書の構成』(1964) pp. 209-219の「検閲でなく選択を」がある。
- (10) 同前注, pp. 95-97. また、Carter, pp. 366-367.
- (11) これら、アメリカ図書館協会の知的自由にかかわる声明等は、一括して、American Library Association. Office for Intellectual Freedom, *Intellectual Freedom Manual* (1974) に収録されている。なお、協会のこの分野の組織活動について、拙稿「図書館員による知的自由の擁護組織—アメリカ図書館協会の活動にみる」『図書館雑誌』vol. 70, pp. 364-369 (1976)
- (12) 1939年採択当時の図書館界の状況については、すでに不十分ながら、素描を試みた。拙稿「選書指針としての図書館憲章の成立—アメリカ図書館協会による1939年採択の経緯—」『現代の図書館』vol. 12; pp. 53-57 (1974)
- (13) Evelyn Geller, "Intellectual Freedom: Eternal Principle or Unanticipated Consequence?" *Library Journal*, v. 98, pp. 1364-1367 (1974) の特に p. 1365 の指摘。
- (14) 英語によって書かれた検閲に関する文献は、「出版の自由」の分野の詳細な文献目録のなかに、多く見出すことができる。Ralph E. McCoy, *Freedom of the Press: An Annotated Bibliography* (1968)
- (15) *Library Journal* は、当初協会の機関誌として発行された。その後、協会の機関誌として、1907年に *Bulletin of the American Library Association* が新たに発刊され、さらにそれが、1970年から *American Libraries* と改題されて今日に至っている。
- (16) 第1次世界大戦をさかいにして、時期をわけることには、つぎのような積極的な見解がある。まず、Jay E. Daily, *The Anatomy of Censorship* (1973) の p. 5 は、「図書館員は、過去50年間、力強く検閲と闘ってきている……。図書館員が公然と検閲と闘ってきているのは、第1次世界大戦中……以来である」と指摘する。また、Paul S. Boyer, *Purity in Print: The Vice-Society Movement and Book Cen-*

*sorship in America* (1968) の p. 31 では、「後の1920年代においては、検閲反対の闘いに重要な役割を果たしたアメリカの図書館員も、この時期〔第1次世界大戦前〕においては、広義で無限に変通自在の意味における『悪書』を、書架から遠ざけておくことに主な注意を払っていた」と指摘する。

(17) この点における Evelyn Geller の研究は多くの示唆に富むものであり、本稿において大いに参考となった。Evelyn Geller, "The Librarian as Censor." *Library Journal*, vol. 100, pp. 1255-1258 (1976). また、前掲注(13)。

## 2. ポストウィックの「検閲官としての図書館員」観

初期アメリカ図書館員の検閲への対応についてふれられる際、その代表例としてしばしば引用される文献に、アーサー・E・ポストウィック<sup>(1)</sup>の「検閲官としての図書館員」<sup>(2)</sup>という論文がある。これは、1908年アメリカ図書館協会第30回年次大会において、ポストウィックが会長として演説したものである<sup>(3)</sup>。

「検閲官としての図書館員」という演題は、当時の図書館界にとって、「極めて時機を得た」<sup>(4)</sup>ものであったと同時に、いろいろな意味で、後世の図書館員の耳目をひくに充分なものであった。

ポストウィックは、その中で、主として公共図書館の問題として、一般の人々のために図書を選択して提供する図書館員が、「検閲官」(Censor)としての役割を果たすべきであることを主張し、その際に準拠すべき判断の基礎について言及する。

ポストウィックの立論は、大略、つぎの通りであった。

まず、何故に、図書館員は、検閲官たることを求められるか。

「『ある者は、偉大に生まれ、ある者は、

偉大さをかちとり、ある者は、押しつけられた偉大さをかかえている』。この最後の点こそが、図書館員が著作物の検閲官たるの謂である」。もともと、図書館員は、書物の番人であった。ところが、当今にいたって、その役割は変化してきている。「図書館利用者がますます増加し、図書館の教育上の機能が拡大し、かつその機能が未熟な青少年により多く向けられるに従って、図書館の蔵書を厳しく選別することの義務が、ますます肝要になる」。何か好ましくない点があれば、その書籍は、排除されなければならない。紛れもない誤説、不道德な傾向、人の気をそねるような内容や特徴を持つ書籍は、明らかに拒否されそうな候補である。そして、図書館側が、それらの好ましくない点を指摘して、もしそうでなければ受け入れたであろう書籍を締め出す場合は、その行為は、確かに「検閲」と呼ばれるものである、とポストウィックは述べている<sup>(5)</sup>。

この場合、ポストウィックは、購入費の不足からくる選択の必要性について言及しているのではない。また、考え方の前提として、いかなる書籍といえども、いずれかの図書館の書架上に、そのあるべき余地が少しもなく、かつ、その書籍の定められた作用を何ら果たさないということは絶対でない、と言っている。この観点からすれば、すべての印刷物は、それぞれ「記録」である。虚説、不道德、わいせつの理由をもってしても、その書籍を排除することはできなくなる。しかし、ポストウィックは、研究者のための資料の貯蔵庫としての図書館について言及するのではなく、一般の人々の自由な利用のための蔵書、とりわけ貸出し用の蔵書を対象として言及している。かかる資料についてこそ、検閲が必要

であることを述べたのであった<sup>(6)</sup>。

ポストウィックにとって、図書館に望ましい書籍とは、どのようなものであったのか。

最も望ましい格付けの仕方は、書籍を、真 (the True)・善 (the Good)・美 (the Beautiful) の、古くからの3つの範疇で考えてみることである。望ましい書籍とは、この3つの範疇のひとつないし2つ以上に入れることができるものである。すなわち、図書館が欲する書籍は、必ず、道徳的にためになるか、正確な知識を含んでいるか、あるいは、最も広い意味における審美観を満足させるものでなければならない<sup>(7)</sup>。

それでは、図書館にとって、排除すべき書籍とは、どのようなものであるか。

それは、真善美を欠く書籍である。ポストウィックは、つぎの3つの理由のうちのひとつないし複数によって、その書籍を拒絶できると主張した。すなわち、第1に、虚偽 (falsity)。事実についての思い違い、誤り、または誤説のことである。第2に、有害 (badness)。好ましくない道徳的教えまたは影響を指す。第3に、見苦しさ (ugliness)。美、適合性、ないし品位についての良識にそぐわない内容や特徴のことをいう<sup>(8)</sup>。

ポストウィックは、この演説の中でさらに、排除の際に依拠すべき一般的な原則として、これら3つの理由づけを、個別に、詳細に論じている。しかし、ここでは、それらの個別の理由づけの詳細には立ち入らない。個々の論点については、後に一括して当時の図書館界の検閲観の動向をみて行く際に、必要に応じてとりあげることとして、ここでは、とりあえず、ポストウィックの考え方の大枠組だけを整理しておきたいと思うからである。

ともあれ、ポストウィックの考えによれば、ある書籍が購入時の検討や購入後の再検討の対象になった場合に、図書館員がまずすべき仕事は、その書籍が、以上の3つの拒絶の理由のいずれかにあてはまるかどうかを調査することであると説かれている<sup>(9)</sup>。その考え方の基礎には、どんな書籍にも、何らかの偉大さの要素があるが、もし、同時に、その中に以上のような拒絶の理由が存在する場合、どこまでが一般の人々の自由な利用に供しうる範囲かについては、依然として一致していないという認識がある。ポストウィックは、その上にたつて、万人が一致しうる判断材料を提供すべく、この演説を試みたのであった<sup>(10)</sup>。

しかるに、ポストウィックのこの所説における大枠組として、特徴をもっていると思われる基本的な点を整理して列挙してみると、つぎの通りである。

① 「検閲官としての図書館員」という論題が如実に示しているように、「検閲」という言葉の使用に際しての意味あい、全体として、肯定的である。

② 好ましくない書籍を、書架上から積極的に排除すべきことが力説されている。その際、その行為は、「検閲」と意識されている。なぜそうすべきかの理由は、図書館のもつ教育的機能の増大によるとされている。

③ 排除の理由の中でも、不道徳なものに、最も厳しい措置が必要であることが力説されている。かつ、何が不道徳かについては、図書館員自らで判断できると考えている<sup>(11)</sup>。

④ 当時の文化状況一般に対する強い危機感が、以上の点の背景として、強く認識されている<sup>(12)</sup>。

これらの各点の詳細については、後節に

において、当時の図書館界の状況、また、社会的背景との関連で、さらに詳しくとりあげたいと思う。

さて、1876年から1951年までのアメリカ図書館協会の会長演説の内容を分析したクロード・G・スパークスの研究によれば、1876年から1920年までの会長演説の傾向について、初め、技術面が強調され、続いて、量的な成長に力点を置く、発展と図書館事業拡張にその関心が集中されていったと指摘されている<sup>(13)</sup>。

これらの会長演説は、会長としての任期の終りに当たってなされることから、もともと会長としての活動の抱負を述べるという性格のものではない。むしろ、個人としての図書館界における経験とか、会長としての1年間の経験とかに立って、図書館界や協会のことに関して、自らの見解を述べるという性格のものである<sup>(14)</sup>。

スパークスによれば、会長演説にあらわれた検閲観は、つぎのようであった。すなわち、「協会の会長は誰もが、図書館の蔵書の検閲を支持した演説はしなかった。蔵書の検閲に対して、初期において、ほとんど率直に発言することはなかった。しかし、数例は、不可避の職責として、検閲の実践にくみしていたし、その遂行のために、前もって通則を定めておこうとさえ試みた。彼らは、その際、その実践を無料貸出図書館を運営することに内在する、避け難い悪として考えていた。なお、研究用の蔵書については、検閲が行なわれるべきでないという点については、当時の会長のすべてが一致していた」<sup>(15)</sup>といわれる。

スパークスの分析の有力な材料として、直接に言及はしていないが、ポストウィックの演説があったことは、容易に看取することができる。

ポストウィックの演説に対する当時の反応は、『図書館雑誌』(*Library Journal*)誌上にいくつか見ることができるが、それらはすべて、ポストウィックの所説に肯定的であり、また、この主題をあえて取り上げたことに理解を示している。まず、この演説の全文を掲載した号の巻頭の編集者の欄は、つぎのようにいう。「この演説は、今、アメリカ国民に対して、出版者により、とん着なく売り出されている、実際の悪書の大洪水にかんがみて、極めて時機を得たものである」<sup>(16)</sup>。同誌は、ポストウィックの論説に鼓舞されて、この直後に、「悪書について図書館は何をなすべきか」と題する誌上討論を持っている<sup>(17)</sup>。意見を寄せたその中の1人は、「この問題についての一般的論議は、先の大会でポストウィック氏によって図書館員のために非常にうまく論じられたので、ここに付け加える余地はほとんどない」<sup>(18)</sup>と述べた。また、1923年の同誌上の「公共図書館におけるフィクションの検閲」と題する論文では、この分野におけるポストウィックのこの論説の重要性をつぎのように認めている<sup>(19)</sup>。すなわち、「検閲官としての図書館員については、15年前にポストウィック博士により、うまく論じられている」「検閲の問題についての議論にあたって、図書館の観点からするときはいつでも、ポストウィック博士とベーコン女史<sup>(20)</sup>の論文を、特に考慮にいれなければならない」としている。

しかしながら、このポストウィックの論説に対する今日の反応は、あまり芳しくない。今日のアメリカ図書館協会の立場は、はじめに記したように、検閲に反対するものである。ところが、歴史を顧みると、検閲を支持する図書館員も存在した。その代表例が、ポストウィックであった、という



ように説かれて、この論文がその例証のために用いられる。今日の反応の例として、代表的な論文は、つぎのように述べる。「図書館の文献を調べてみると、1930年代以前は、知的自由に関して、比較的少ない論文しかないことがわかるし、それに、発表されたものも、多くは検閲を支持しており、検閲の程度と本質について、こじつけているだけである。典型的なものは、アメリカ図書館協会会長アーサー・E・ポストウィックの1908年大会における演説である」<sup>(21)</sup>。

しかし、今日のこの評価は、検閲に対する肯定と否定の両極端を強調するあまり、あまりに図式的にすぎまいか。現に、ポストウィックのこの発言の中には、事実について論争ある点については、一方だけに立つものだけでなく、両者の立場のものを図書館に備えておくべきである<sup>(22)</sup>と主張しているなど、今日の図書館憲章の原則にも相通じる、評価すべき点がなくもない。また、当時の図書館員の対応の中に、現代の図書館員の対応に通じるいくつかの類型も見出すことが多くある。

つぎに、さらに、ポストウィックの発言の背景にある、初期の図書館界の状況、社会の状況などをみてみた上で、初期アメリカ図書館員の検閲観について検討してみたと思う。 (つづく)

## 注

(1) Arthur E. Bostwick の名声は、アメリカ図書館史上の泰斗として、つとに高い。1860年生まれ。エール大学出身で、物理学で博士号を取得。教師、編集者を経てから、1895年に35歳で図書館界に入り、ニューヨーク無料貸出図書館長、ブルックリン(ニューヨーク)公共図書館長を勤めて、1901年からニューヨーク公共図書館貸出部長の職にあった。アメリカ図書館協会の会長に就任したのは、1907年で、任期は、現在と同じく1年間であった。この会長演説

の当時、48歳。後に1938年まで館長として勤めることになるセントルイス公共図書館に移る1年前、また、アメリカ図書館界にあって名著のひとつと定評がある『アメリカの公共図書館』(*The American Public Library*)の初版を世に問う2年前のことであった。1942年逝去。自伝として、Arthur E. Bostwick, *A Life with Men and Books* (1939)がある。また、伝記としては、Margery Doud, "Arthur E. Bostwick." In Emily Miller Danton, *Pioneering Leaders in Librarianship. First Series* (1953) pp. 22-33 や *National Cyclopaedia of American Biography*, vol. 14, p. 339 (1967) の記事などがある。

(2) Arthur E. Bostwick, "The Librarian as a Censor." *Library Journal*, vol. 33, pp. 257-264 (1908)。同時に、*Bulletin of the American Library Association*, vol. 2, pp. 113-121 (1908) にも収録。後に、Bostwick, *Library Essays: Papers Related to the Work of Public Libraries* (1920) pp. 121-139 に再録。本稿の引用は、この再録版の頁数によった。

(3) の年次大会は、1908年6月22日から27日まで、ミネソタ州レイク・ミネトオンカにおいて、それまでの大会史上第3位の参加者600人以上を全米から集めて開催され、この会長演説は、その冒頭、22日夕刻の第1回全体会議で行なわれた。"Editorials: The Minnetonka Conference." *Library Journal*, vol. 33, p. 255 (1908); "Minnetonka Conference." *Bulletin of the American Library Association*, vol. 2, p. 113 (1908)

(4) "Editorials: Book Selection and Librarian's Reading." *Library Journal*, vol. 33, pp. 255-256 (1908) の p. 255。

(5) 前掲注(2), pp. 121-122。

(6) 同前注, p. 122。

(7) 同前注, p. 122。

(8) 同前注, pp. 122-123。

(9) 同前注, pp. 136-137。

(10) 同前注, p. 138。

(11) ポストウィックの所論によれば、道徳観とか審美観については、図書館員自らが判断できるという。「ある特定の書籍について〔その内容が虚偽か否かの〕基準を適用することは、一般的に、専門家のみによってなされ得る。図書館員は、ある書籍が不道徳的であるか否か、またはみだらで見苦

しいか否かを教えてくれる助言者を、何ら必要としない」(同前注, p. 123)。この意見の背景には、何が道徳的で、何が不道徳的かについて、当時の社会に一定の一般的合意といったものが存在していたことがうかがえる。

- (12) この危機感は、旧来の価値や規範の転倒に由来する。それは、高い教育を受けた階層や、長く自らの文化の伝統を保ってきた階層にとっても、大きな脅威と感じられるものであった。脅威は、書籍の世界にもやって来た。「時により、無作法という更なる味つけを加えたり、加えなかつたりしながら、不正なことをはっきり推賞する書籍や、いかにして罪を犯すかを教え、かつ罪悪がいかに愉快かを説く書籍が、ますます俗受けしている」(同前注, p. 139)。
- (13) Claud Glenn Sparks, *Presidential Addresses Made to the American Library Association, 1876-1951: A Content Analysis*. (unpublished M. L. S. thesis, University of Texas, 1952) この指摘は、Peggy Sullivan, *Carl H. Milam and the American Library Association* (1976) pp. 16 以下に引用されている。その pp. 16-17。
- (14) 同前注, Sullivan, p. 17。
- (15) 同前注, p. 17。
- (16) 前掲注(4), "Editorials," p. 255。

(17) "What Shall Libraries Do About Bad Books — Contributed from Various Libraries." *Library Journal*, vol. 33, pp. 349-354, 390-393 (1908)

(18) 同前注, p. 390 の Frank P. Hill の寄稿。

(19) Mary U. Rothrock, "Censorship of Fiction in the Public Library." *Library Journal*, vol. 48, pp. 454-456 (1923) の p. 454。

(20) Corinne Bacon, "What Makes a Novel Immoral?" *New York Libraries*, vol. 2, pp. 4-12 (1909)

(21) Judith F. Krug & James A. Harvey, "ALA and Intellectual Freedom: A Historical Overview." In *American Library Association. Office for Intellectual Freedom, Intellectual Freedom Manual* (1974) pp. xi-xxx の p. xiv。

(22) 「……しかし、図書館は、宗教改革についての、カトリックとプロテスタントの両者のそれぞれの筆になるもの、南北戦争についての、南部と北部の両者のそれぞれの立場から書かれたもの……を利用者が使えるようにしておくことが、必要である」(前掲注(2), p. 126)。

(おおたぎ・のりただ 総務部総務課公報統計係長)

## ■ポストウィック博士の訪日譚

Arthur E. Bostwick は、1925年(大正14)に約1週間、日本を訪れている。彼の自伝『人と本との人生』(*A Life with Men and Books*, 1939)によると、彼は、図書館使節団員として訪中の途上、横浜に上陸。滞日中は、専ら観光客として東京、京都、日光などを見学したが、京都で1度だけ、日本の図書館を訪問したという。

やって来たリキシヤマンは、英語を話せると宿の人が請け合ったが、Library に行くよういうと、「Yes」といって走り出し、着いた先は、何と象牙細工を商う店。車夫

が *Ivory* と聞き違えた結果であった。

ようやく図書館に着いたが、内部の光景に、始め失望。利用者の自転車と下駄で一杯の陰気な地階然とした入口。受付で館長に面会を求める。暫くして、学者肌の紳士が出てきて、階上に案内さる。ここで書架、目録等が全てアメリカ風であることを発見。とかくして、館長は、彼がかの *American Public Library* の著者その人であることに気付き、その後、彼は単なる物見高い旅行者としてではなく、親しい同僚として遇せられたという(283-4頁)。この図書館とは、岡崎の京都図書館であろう。日本人の米国図書館訪問記は多いが、数少ない米人の日本図書館訪問記として興味深い。